



発行 東京都

目次

告示

- 建築基準法による道路位置の指定の変更……………
- …(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課)…
- 建築基準法による道路位置の指定(三件)……………
- …(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課)…
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定(三件)……………
- …(環境局環境改善部化学物質対策課)…
- 指定障害福祉サービス事業者の指定……………
- …(福祉保健局障害者施策推進部計画課)…
- 障害者自立支援法による指定自立支援医療機関の変更及び廃止……………
- …(同)…
- 障害者自立支援法による指定自立支援医療機関の指定……………
- …(同)…
- 指定試験等機関の指定の取消し……………
- …(下水道局)…

告示

●東京都告示第千六十号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。)第四十二条第一項第五号の規定による道路の位置の指定を次のとおり変更した。

置の指定を次のとおり変更した。
なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十三年七月十三日

東京都多摩建築指導事務所長

伊藤 達也

変更に係る道路の種類

変更年月日

変更に係る道路の位置

変更に係る道路の延長及び幅員(単位メートル)及び転回広場面積(単位平方メートル)

法第四十二条第一項第五号の規定による道路

平成二十三年六月二十九日

昭島市緑町三丁目二千四百二十七番一及び同番四の各一部、二千四百三十五番一並びに同番三及び同番四の各一部
延長 九・五〇
幅員 四・〇〇
転回広場面積 九〇・七五

●東京都告示第千六十一号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。)第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十三年七月十三日

東京都多摩建築指導事務所長

伊藤 達也

指定に係る道路の種類

指定年月日

指定に係る道路の位置

指定に係る道路の延長及び幅員(単位メートル)

法第四十二条第一項第五号の規定による道路

平成二十三年五月十六日

小金井市桜町二丁目四百九十七番十七及び同番十八の各一部
延長 二一・〇三
幅員 十七番十七及び同番十八の各一部 四・〇〇

●東京都告示第千六十二号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。)第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十三年七月十三日

東京都多摩建築指導事務所長

伊藤 達也

指定に係る道路の種類

指定年月日

指定に係る道路の位置

指定に係る道路の延長及び幅員(単位メートル)

法第四十二条第一項第五号の規定による道路

平成二十三年五月三十一日

東村山市久米川町二丁目十二番十一、同番五十六及び同番百九の各一部
延長 三四・九五
幅員 五・〇〇

●東京都告示第千六十三号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。)第四十二条第一項第五号の規定により、次の

◎東京都告示第千六十六号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十三年七月十三日

東京都知事 石原 慎太郎

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(江東区新木場一丁目地内)

二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 ほう素及びその化合物

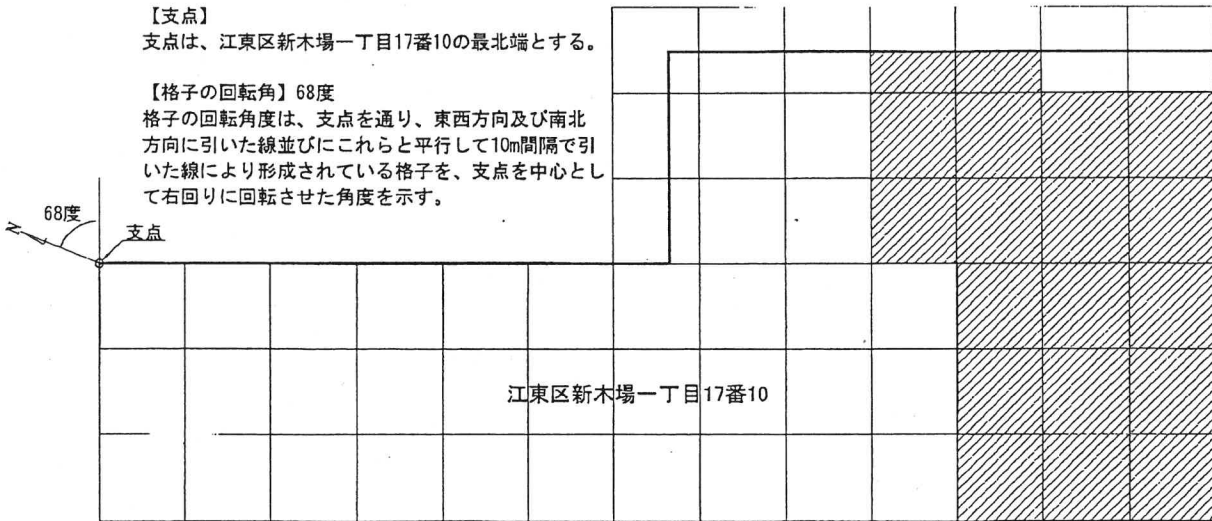
別図

【支点】

支点は、江東区新木場一丁目17番10の最北端とする。

【格子の回転角】68度

格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により形成されている格子を、支点を中心として右回りに回転させた角度を示す。



【凡例】

— 単位区画

— 筆境界

▨ 形質変更時要届出区域